群馬県スキー連盟ジュニア育成制度実施要綱

(趣旨)

第1条　この要項は、群馬県においてジュニア（ここでいうジュニアは中学生以下をいう。）を対象にスノースポーツの普及・活動を行っている群馬県スキー連盟（以下「本連盟」おいう。）に加盟する団体（以下「所属団体という。」を支援することにより、ジュニアのスノースポーツ活動への参加機会をより一層促し、普及を推進させるため、ジュニア育成助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付団体）

第2条　助成金は、本連盟に置かれた群馬県スキー連盟ジュニア育成委員会（以下ジュニア委員会という。）が、その交付の一切を行う

（助成対象団体）

第3条　助成金を受けることができる団体は、群馬県スキー連盟所属団体とする。

（助成対象事業と助成金額）

第4条　助成の対象となる事業は、交付金申請受付の日から翌年の５月３１日までの期間に実施する次の各号に掲げるものとする。

　（１）スノースポーツ普及事業（普及型事業）

　　　　ジュニアを対象にスノースポーツの普及を目的とする事業。

　（２）スノースポーツ競技力向上事業（競技型）

　　　　ジュニアを対象にスノースポーツの競技力向上を目的する事業

　（３）収益事業として活動している事業でないこと

　（４）学校教育の一環として活動している事業でないこと

　２．助成金金額は、別表１のとおりとする。

（補助基準）

第5条　審査の結果に基づき、助成金を交付する。普及型事業における助成金は事業に必要な経費を対象とし、次に掲げる経費とする。経費の内訳は別表２のとおり。

（１）講師謝礼金

（２）交通費

（３）食糧費

（４）募集広告費

（５）大会参加費

（６）会場借上げ費

（７）褒賞費

（８）損害保険料等。

　なお、活動に係る経費でも事務局費、会議時飲食代、打ち上げ代等は対象にならない。

　２．競技型事業においては、群馬県スキー連盟競技本部の事業計画にある競技会の参加者　　　　数を対象とする。

（交付の申請）

第6条　助成金の交付受けようとする所属団体は、別に定める期間内に関係書類を添えて助成金申請書交付申請書（様式1号）をジュニア委員会に提出するものとする。

２　交付申請書の提出は、1所属団体につき1件とする。但しジュニア委員会が事業の審査によって追加事業を認めることもできる。

（事業計画の審査）

第7条　ジュニア委員会は、前条の申請書の提出があったときは、助成金の交付の適否及び補助金の額について、次に掲げる事項の審査を行うものとする。なお、審査基準は別に定める。

　（１）補助対象とする事業の選考

　（２）補助対象所属団体及び交付額の審査

　（３）ジュニア委員会が必要と定める事項

（交付の内定）

第8条　ジュニア委員会は、前条の審査の結果により、交付額を内定し、所属団体に通知する。

（事業の遂行）

第9条　助成対象事業を行う、所属団体は補助金の交付内定の内容およびこれに付された条件その他この要項に基づくジュニア委員会の決定に従い、善良な事業管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならず、助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更)

第10条　助成対象事業となった事業の計画が、減少などの内容変更および経費の減額変更となった場合は、速やかの委員会に届け出をしなければならない。

（事業実績）

第11条　助成対象所属団体は、事業終了の後、速やかに事業報告書（様式2号）をジュニア委員会に提出しなければならない。

（照査）

第12条　ジュニア委員会は、助成対象所属団体から提出された事業報告書及び関連書類により照査し、交付額を決定する。照査の基準は別表２のとおり。

（返還）

第13条　助成対象所属団体からの報告により、実績が申請を下回り、条件が合致しなかった場合は、交付金種目を下位に繰り下げる。

(調査等)

第14条　ジュニア委員会は、助成金の執行の適正を期するために必要なときは、交付所属団体に対し、報告をさせ、又はジュニア委員会委員に関係書類を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　ジュニア委員会は、前項の規定による調査等により、当該助成対象事業が交付金の決定内容又は条件に適合していないと認めるときは、交付金の返還、以後の交付金の申請の一時停止を行うことができる。

（助成対象事業の公開）

第15条　ジュニア委員会は、補助事業の成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表することができる。

（補則）

第16条　この要項に定めるもののほか必要な事項は、ジュニア委員会が別に定める

附則１

　別表１

　　 ｱ､普及型事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 　　助成額 | 　　　　　　　　　　条件 |
| 第1種 | 　10万円 | 一事業において、ジュニア（中学生以下）の延べ参加人数が100人以上で、費用の総額が10万円を超える事業 |
| 第2種 | 　5万円 | 一事業において、ジュニア（中学生以下）の延べ参加人数が50人以上で、費用の総額が5万円を超える事業 |
| 第3種 | 　3万円 | 一事業において、ジュニア（中学生以下）の延べ参加人数が50人未満で、費用の総額が3万円を超える事業 |

　　　　ｲ､競技型事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 　助成額 | 　　　　　　　　　条件 |
| 第1種 | 10万円 | 群馬県スキー連盟競技本部事業計画にある大会に、ジュニア（中学生以下）の延べ参加数が200人を超えた事業 |
| 第2種 | 　　5万円　 | 群馬県スキー連盟競技本部事業計画にある大会に、ジュニア（中学生以下）の延べ参加数が100人を超えた事業 |
| 第3種 | 　　3万円 | 群馬県スキー連盟競技本部事業計画にある大会に、ジュニア（中学生以下）の延べ参加数が100人未満の事業 |

　別表2

　　（１）交通費　　　　・・・事業実施場所までの移動に要する経費

　　　　　　　　　　　　　　　（貸切バス代、講師移動費等）

　　（２）講師謝礼金　　・・・指導者等に指導を受けるために要する経費

　　　　　　　　　　　　　　　但し、

講師1人1回の指導につき上限5000円とする謝礼金。

　　　　　　　　　　　　　　　講師1人当たり1日、1枚の会場となるスキー場のリフト1日券に充当する額のリフト券代金

　　（３）食糧費　　　　・・・講師1人当たり1日、1回1000円までの飲食代

（４）募集広告費　　・・・事業を実施するために、募集要項、プログラムなどの印刷経費および

　　　　　　　　　　　　　配布に係る経費

　　（５）会場借上げ費　・・・事業を実施するために会場を借り上げた場合の経費

　　（７）褒賞費　　　　・・・事業に参加した者への褒賞に係る経費

　　　　　　　　　　　　　　　（参加賞、ジュニアバッジテスト等のバッジ代など）

　　（８）傷害保険料　　・・・事業のために加入した保険料

（９）大会参加費　　・・・群馬県スキー連盟事業計画に参加した際の参加費

群馬県スキー連盟に提出された「競技会参加総括表」で確認できる人員数および参加費

　　　※（９）大会参加費は、競技型普及事業のみ。

附則２

この要項は平成　　年　　月　　日から施行する.